弥彦村 地域振興事業補助金 募集案内

１　目的

　　本補助金は、弥彦村内の民間事業者団体等が弥彦村の地域振興に資する事業を行う際の事業費を支援し、もって弥彦村の地域活性化を図ることを目的に交付します。

２　対象事業者団体

(1) （一社）弥彦観光協会

　(2) 弥彦温泉観光旅館組合

　(3) 弥彦村商工会

　(4) 弥彦村建築業組合

　(5) 弥彦桜の会

　(6) 弥彦妓芸協同組合

　(7) その他村長が適当と認める団体

３　対象事業

(1) 新たな弥彦ブランド商品の開発に係る事業経費

(2) 弥彦観光ＰＲ又は弥彦ブランド商品のＰＲに関する事業経費

(3) 観光誘客・地域活性化に資するキャンペーン・イベント事業経費

(4) 事業者の後継者育成に関する事業経費

(5) 観光資源の維持・保全に関する事業経費

(6) その他村長が適当と認める事業経費

４　対象経費

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象となる経費 | | 補助対象とならない経費 |
| 報償費 | 講師への謝金 等 | ・備品購入費、事務所光熱費等の  　団体の運営に関する経費  ・団体会員への日当、謝礼金 等  ・団体会員の懇親会、昼食費 等  ・税金の支払い  ・社会通念上、地域振興に資する  　経費として認められないもの |
| 旅　費 | 交通費、通信費 等 |
| 需用費 | 印刷製本費 等 |
| 役務費 | 郵便料 等 |
| 委託料 | 会場設営委託料 等 |
| 使用料 | 会場使用料 等 |
| その他 | 村長が必要と認める経費 |

５　交付限度額

交付決定額の上限は１事業につき原則50万円（消費税及び地方消費税を除く）とします。

　　また、各団体の申請件数に制限は設けません。

６　申請方法

　(1) 募集期間

　　ア　第１次募集期間：４月１日から６月30日まで

　　イ　第２次募集期間：７月１日から９月30日まで

　(2) 交付決定

　　　各募集締切経過後にそれまで申請のあった各事業の内容を審査した上で、随時交付決定を行います（審査の結果、不交付となる場合もあります）。

７　申請書類

　(1) 補助金交付申請書

(2) 事業計画書

　(3) 事業収支予算書

　(4) 各団体における直近の決算書（１年に１回のみ）

　(5) その他事業の内容が分かる参考書類

８　提出方法

　　弥彦村産業部観光商工課へ持参又は郵送にて申請書類を１部提出してください（ホチキス留め不要）。

　　宛先：〒959-0392　弥彦村大字矢作402番地　弥彦村　産業部 観光商工課 宛

９　審査方法

　(1) 原則書面審査とし、必要に応じて申請者へのヒアリングを行います。

　(2)「社会貢献性」「独創性」「実現性」「継続性・発展性」「経費の適正性」

　　の項目から弥彦村の地域振興に資する事業であるかを審査します。

10　実績報告及び補助金の支給

　(1) 実績報告書 兼 補助金請求書

　　　交付決定を受けた事業が完了してから速やかに「実績報告書 兼 補助金請求書」を提出してください。

　　ア　実績報告書 兼 補助金請求書

　　イ　事業収支決算書

　　ウ　領収書の写し

　 エ　事業実施時の写真

　　オ　その他事業の内容が分かる参考書類

(2) 額の確定及び補助金の支給

　　　実績報告書の内容の検査後、補助金の額を確定し通知します。なお、検査の結果、補助対象外の経費が含まれている場合など補助金が減額となる場合があります。

　(3) 概算払（事業実施中の補助金支給）

　　　村長が必要と認めるときは交付決定額の内、支払済み分の経費の範囲内で概算払を行います。希望される場合は概算払請求書の提出をお願いします。

補助金交付フロー

|  |  |
| --- | --- |
| 申請者 | 弥彦村 |
| 交付申請書の提出 |  |
|  | （審査の上）  交付決定書の送付 |
| 補助対象事業の実施 |  |
| （必要に応じて）  概算払請求書の提出 |  |
|  | 概算払補助金の支給 |
| （事業実施後）  実績報告書 兼 補助金請求書の提出 |  |
|  | 補助金額の確定通知の送付及び補助金の支給 |